

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛2634番地1

氏 名 大坪産業株式会社

代表取締役 陣内 元治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和2年（2020年）7月12日

許可の有効年月日 令和7年（2025年）7月11日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含む）

特別管理産業廃棄物の種類

廃 酸（廃バッテリーに含まれる水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

廃アルカリ（廃バッテリーに含まれる水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	佐賀市東与賀町大字飯盛字中大搦2632番1			
産業廃棄物の種類	面積	保管上限	保管高	備考
廃酸（廃バッテリーに限る。）	12㎡	14t	2.0m	屋根付き・コンクリート床
廃アルカリ（廃バッテリーに限る。）	12㎡	14t	2.0m	屋根付き・コンクリート床

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 2年 7月12日 更新許可 以下余白

5. 積替え許可の有無

余白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

許可の状況

(特別管理産業廃棄物収集運搬業)

氏名	大坪産業株式会社	許可番号	04161020715
住所	佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛2634番地1	電話番号	0952-45-1563
事務所の所在地	同上	電話番号	同上
事業場の所在地	佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛中大搦2632番1、 2633番、2634番1、2634番2	電話番号	同上
許可の内容等			
許可等の種類	年月日	許可番号	許可等の内容
新規許可	平成22年7月12日	04161020715	収集運搬業(積替え・保管を含む)
変更届	平成25年11月18日		車両の変更(1台廃止・1台追加)
変更届	平成27年4月2日		車両の変更(1台追加)
更新許可	平成27年7月12日		
変更届	平成27年9月8日		車両の変更(1台追加)
変更届	平成27年9月10日		車両の変更(1台廃止)
変更届	平成27年10月19日		車両の変更(1台追加)
変更届	平成29年11月20日		車両の変更(1台廃止・1台追加)
変更届	平成31年2月6日		車両の変更(1台廃止・1台追加)
変更届	令和元年6月6日		住所の変更
変更届	令和元年9月30日		車両の変更(1台廃止)
更新許可	令和2年7月12日		
変更届	令和2年12月2日		車両の変更(1台追加)
変更届	令和3年2月12日		車両の変更(1台廃止・1台追加)
事業の用に供する施設			
運搬車船	佐賀100は・147, 佐賀400せ5212, 佐賀100は2639, 佐賀100は3599, 佐賀100は3902, 佐賀100は4222, 佐賀100は2390, 佐賀100は4721, 佐賀400ち・743 以上9台		

※ この許可について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対し審査請求をすることができます。

※ 更新をする場合は、「許可の有効年月日」までに、許可申請を循環型社会推進課で行ってください。



【施設器材の種類及び数量】

	登録番号	用途	車体の形状	最大積載量
1	佐賀100は147	貨物	キャブオーバ	6,900kg
2	佐賀100は3902	貨物	キャブオーバ	7,900kg
3	佐賀100は2639	貨物	キャブオーバ	7,600kg
4	佐賀100は2390	貨物	キャブオーバ	7,300kg
5	佐賀400せ6978	貨物	キャブオーバ	2,000kg
6	佐賀400せ5212	貨物	キャブオーバ	2,000kg
7	以下余白			
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				



【 許 可 条 件 】

- 1 今回の許可は、家電リサイクル法対象機器の指定引取場所までの運搬許可であるので、多久市内の一般廃棄物は収集運搬できないこと。
- 2 運搬の際には、飛散や流出がないよう、また、悪臭がもれることがないように、収集運搬車を適正に運転、管理すること。
- 3 当該許可内容の変更を必要とする場合は、余裕をもって変更許可申請書（様式第8号）を多久市長に提出すること。事後報告は原則として認めない。
- 4 所在市町村発行の一般廃棄物収集運搬業等許可証及び、施設、器材検査証を更新又は変更した場合には、新たな許可証、検査証が交付され次第、本市に写し（原本証明要）を提出すること。
- 5 毎月15日までに前月中の運搬状況について実績報告書（様式第13号）を多久市長に提出すること。
- 6 「許可期限」を経過した場合は無許可となるので、許可期限の1ヶ月前までに許可の更新申請を行うこと。